

台風 15 号により被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置について

2022 年 10 月 5 日
北陸電力株式会社

2022 年 9 月 23 日からの台風 15 号に伴い、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの台風により、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、被災されたお客さまからのお申し出に応じて、以下のとおり電気料金の特別措置を適用させていただきます。

1. 適用対象

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において被災されたお客さま

＜災害救助法が適用された地域＞

【静岡県】沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、駿東郡清水町、同郡長泉町

＜隣接する地域＞

【静岡県】伊豆の国市、駿東郡小山町、田方郡函南町

【山梨県】富士吉田市、南アルプス市、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、南都留郡富士河口湖町、同郡鳴沢村

【神奈川県】南足柄市、足柄下郡箱根町、同郡湯河原町

(参考) 内閣府発表 災害救助法の適用状況

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※災害救助法の適用地域については適宜更新されますので最新情報については「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。

2. 特別措置の内容

＜電気料金の支払期日 1 か月間延長＞

被災されたお客さまの 2022 年 8 月（2022 年 9 月 23 日以降に支払期日を迎えるものに限る。）、9 月、10 月および 11 月調定分の電気料金について、支払期日（検針日の翌日から 30 日目）を 1 か月間延長する。

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】北陸電力株式会社 お客さまサービスセンター

Tel : 0 1 2 0 - 4 1 8 9 6 9

＜月～金曜日 9 時～17 時、(土日祝日・年末年始を除く)＞

以上